



地域の仲間と築く 生きがいあふれる安心のまちづくりを目指して 第6期介護保険事業計画を策定

市では、高齢者への福祉サービスの推進や介護保険制度の円滑な実施・運営のため、「小浜市老人福祉計画および第6期介護保険事業計画」を策定しました。計画の概要や介護保険料についてお知らせします。

■問い合わせ 健康長寿課 ☎ 64・6014
地域包括支援センター ☎ 64・6015

進む高齢化社会

国の総人口は減少しているものの、平均寿命の延伸や少子化の進行などにより、65歳以上の高齢者は年々増加し、国民の4人に1人が高齢者という現状になっています。本市でも、65歳以上の高齢者人口は、平成24年度から26年度にかけて増加しています。推計値ではその後も増加を続け、平成29年度以降は減少すると推定されています。高齢化率は平成29年度では31.3%と推定されます。市民の3人に1人が高齢者ということになります。

要介護・要支援認定者数の増加

市の要介護・要支援認定者数は、平成24年度から26年度にかけて増加しており、平成27年度から29年度においても増加すると推定されます。要介護等認定率をみると、平成24年度では第1号被保険者の18.8%、平成26年度では19.1%、平成29年度では20.2%と見込まれ、年々上昇すると推定されます。

◆人口、被保険者数、認定者数などの推移

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
総人口	31,392人	31,070人	30,618人	30,280人	29,936人	29,581人
高齢化率	27.6%	28.7%	29.7%	30.4%	30.8%	31.3%
介護保険第1号被保険者	8,662人	8,906人	9,096人	9,203人	9,215人	9,256人
要介護、要支援認定者数	1,630人	1,730人	1,737人	1,783人	1,825人	1,874人
要介護等認定率	18.8%	19.5%	19.1%	19.4%	19.8%	20.2%

計画を策定



介護保険等策定委員会の吉井委員長が計画案を市長に提言(市庁舎・2月10日)

市では、平成24年3月に「小浜市老人福祉計画および第5期介護保険事業計画(小浜市新コスモスプラン)」を策定して、福祉サービスの推進や介護保険制度の円滑な運営などに取り組んできました。

計画は、介護保険法と老人福祉法の規定により、3年ごとの見直しが必要付けられています。今回、平成27年度からの3年間の高齢者福祉施策や介護保険サービスの見込み量などを盛り込んだ「小浜市老人福祉計画および第6期介護保険事業計画」を策定しました。

基本理念を前計画と同様に「地域の

仲間と築く生きがいあふれる安心のまちづくり」としました。地域住民と行政の協働による福祉社会の実現に向けた取り組みを積極的に推進していきます。

基本方針

次の3つの基本方針に基づき、今後3年間の介護保険事業を推進していきます。

● **住み慣れた地域で安心して暮らしている**

「医療」「介護」「予防」「住まい」「生活支援」が一体的に確保される「地域包括ケアシステム」を地域の実情に応じて構築します。「在宅医療・介護連携の推進」「認知症施策の推進」「地域ケア会議の推進」「生活支援サービス」の充実強化」に取り組みします。

● **元気で活躍できる生きがいにあふれた地域づくり**

高齢者の生きがいづくりを促進するため、さまざまな学習・文化・地域活動などの機会を確保します。また、高齢者が介護予防・日常生活支援総合事業などを通じて、地域における生活支



介護予防って何？

■ **介護が必要にならないために**

健康で長生きするためには、若い時期から健康づくりに励み、高齢期に入ってから、病気あるいは介護の必要な状態にならないための予防に取り組むことが必要です。私たち一人一人が、「自分の健康づくりは自己責任」という意識を持って、介護予防を行う時代がやってきました。

■ **「介護予防事業」とは**

介護予防事業は、65歳以上の人を対象に、「介護が必要となる状態を予防すること」を目的としています。介護予防事業には、65歳以上の全員を対象としている事業と、65歳以上で介護サービスを利用するほどではないけれども、介護が必要になるおそれの高い人を対象とする事業の2種類があります。

市では、生活機能の状態を確認できる「基本チェックリスト」などを使って、生活機能の低下が疑われ、介護が必要になるおそれの高い人を早期に

※ 「ふれあいサロン」とは

要介護状態になることを予防し、明るく元気に過ごすためのつどいです。

地区の人に協力いただき、健康体操や話し合い、簡単なゲームなどを行っています。すべての高齢者が住み慣れた地域で暮らすためには、個々の健康意識の向上や地域全体での積極的な活動が大切です。気軽にご参加ください！

自分や家族のことで心配なことがある場合には、地域包括支援センター(南川町)に相談しましょう。また、地域の介護予防教室や「ふれあいサロン」などに積極的に参加しましょう。



市は平成27年度から29年度までの介護保険料額は、3年間の介護サービス量を見込み、基準額を5200円から5970円に改定しました。

また、被保険者の負担能力に応じた、きめ細かな所得段階および保険料率を設定するため、第5期に引き続き所得段階数を13段階としました。

これまでの第1段階（生活保護受給者など）と第2段階（課税年金収入と合計所得金額の合計額が80万円以下）を統合し、新1段階とするとともに公費による保険料の軽減措置を実施しました。

介護保険料を改定

平成27～29年度介護保険料

所得段階	対 象		平成27・28年度		平成29年度	
	課税状況	本人の課税年金収入額・合計所得金額の合計額	基準額に対する割合	保険料月額 (保険料年額)	基準額に対する割合	保険料月額 (保険料年額)
第1段階	生活保護受給者 ・ 老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税	80万円以下	0.45	2,680 (32,160)	0.30*	1,790 (21,480)
		120万円以下				
第2段階	世帯全員が市民税非課税	120万円超	0.70	4,170 (50,040)	0.45*	2,680 (32,160)
第3段階		80万円以下	0.75	4,470 (53,640)	0.70*	4,170 (50,040)
第4段階		80万円超	0.90	5,370 (64,440)	0.90	5,370 (64,440)
第5段階	世帯に市民税課税者がいるが本人は非課税	80万円以下	1.00	5,970 (71,640)	1.00	5,970 (71,640)
第6段階		80万円超	1.15	6,860 (82,320)	1.15	6,860 (82,320)
第7段階	本人が市民税課税	120万円以上190万円未満	1.25	7,460 (89,520)	1.25	7,460 (89,520)
第8段階		190万円以上290万円未満	1.50	8,950 (107,400)	1.50	8,950 (107,400)
第9段階		290万円以上500万円未満	1.70	10,140 (121,680)	1.70	10,140 (121,680)
第10段階		500万円以上800万円未満	1.85	11,040 (132,480)	1.85	11,040 (132,480)
第11段階		800万円以上1,000万円未満	2.00	11,940 (143,280)	2.00	11,940 (143,280)
第12段階		1,000万円以上1,500万円未満	2.15	12,830 (153,960)	2.15	12,830 (153,960)
第13段階		1,500万円以上	2.30	13,730 (164,760)	2.30	13,730 (164,760)

※平成29年度においては、第1段階～第3段階の保険料について、公費による軽減措置を実施する予定です



4月から介護保険制度が変わります

改正の主なもの

特別養護老人ホームの重点化(平成27年4月から)

特別養護老人ホームへの新規入所者は、原則要介護3以上の要介護者に限定されます。ただし、軽度(要介護1～2)の要介護者について、やむを得ない事情のある場合には、市町村が関与し特例入所が認められます。

補足給付の見直し(平成27年8月から)

補足給付(施設入所者の食費・居住費の補助)の支給要件について、配偶者の所得が勘案されるほか、預貯金などが勘案され、単身の場合は1,000万円超、夫婦の場合は2,000万円超である場合は支給対象外となります。

第1号保険料の見直し(平成27年4月から)

第6期介護保険料の国の標準段階が6段階から9段階に、第1号被保険者(65歳以上)の負担割合が21%から22%に見直されます。また、低所得者に対する保険料軽減の強化が図られ、保険料基準額に対する割合が0.5から0.45に軽減されます。

予防給付の見直し(平成29年4月から)

要支援者向けの介護予防サービスのうち、訪問介護と通所介護について、市町村が地域の実情に応じた取り組みができる地域支援事業(介護予防・日常生活支援総合事業)に移行し、サービスが多様化します。
※平成27年4月から29年4月までの実施が法律で定められていますが、市では実施に向けた準備を今後整える必要があるため、開始時期を平成29年4月としています

一定以上所得者の利用者負担の見直し(平成27年8月から)

一定以上の所得がある利用者の介護サービス利用料が、現行の1割から2割に引き上げられます。基本的に、第1号被保険者の合計所得金額により判定を行い、その額が160万円以上、年金収入に換算すると280万円以上の人には利用者負担が引き上げられます。

小浜の現状

高齢者の介護を社会全体で支える仕組みとして、平成12年4月に介護保険制度をスタートしました。

これまでさまざまな介護サービスが生まれ、要介護者の身体に応じたサービスが提供され、高齢期を支える基礎的なシステムとして定着しました。

平成26年度の介護給付費と予防給付費の合計額は、27億7300万円(見込み)と、同25年度と比べると、9100万円程度の増加を見込んでいます。

高齢化が進む中、要介護認定者が増加し、これに伴い、介護給付費も増加しています。給付費が増加していく中で、制度を持続するためには、介護予防の取り組みや、介護認定、サービス提供の適正化など、介護保険事業の安定的な運営が必要になります。

◆給付費・利用者数の見込み

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
介護給付費+予防給付費	27億7,300万円	28億400万円	28億8,800万円	29億4,500万円
居宅サービス費	16億5,800万円	17億800万円	17億9,500万円	18億5,300万円
施設サービス費	11億1,400万円	10億9,600万円	10億9,200万円	10億9,200万円
居宅系サービス利用者数	1,102人	1,137人	1,179人	1,170人
施設・居住系サービス利用者数	425人	427人	427人	430人

※給付費の100万円未満は四捨五入により端数調整しているため、合計額が合わない場合があります